

多胎妊娠に伴う妊婦健康診査助成の追加 費用支給(払い戻し)について

多胎妊娠のため、久留米市の「妊婦健康診査受診票(助成券)つづり」の助成回数以上の妊婦健康診査が必要な方が、医療機関や助産所で健診・検査を受けられた場合、負担された費用の一部を支給いたします。

◆対象

健診・検査時に久留米市に住民登録がある方で、多胎児を妊娠されている方。

※ 15回目以降自費で実施した健診・検査分が支給対象になります。

※ 医療機関などへの支払金額が上限額よりも少ない場合は、支払金額を支給します。

【支給対象外になるもの】

- 健康保険が適用されている健診・検査の費用(自己負担割合が10割でないもの)
- 他の市町村で助成を受けている健診・検査



◆支給上限額 (令和4年4月1日現在)

「妊婦健康診査(基本健診)」に該当する健診について、最大5回分助成します。

1回あたりの支給上限額は5,100円です。

※ 令和5年4月1日以降の受診分については、上限額が変更となる場合や支給できなくなる場合があります。

◆申請方法

1. 申請場所 … 子育てサポートセンター(市役所16階)

※総合支所、保健センター、市民センターでは、手続きできません。

出産日又は最後に受診した日から6か月以内に申請してください。

2. 申請に必要なもの

●親子(母子)健康手帳

※受診した医療機関で、健診・検査の記録を記入してもらうようにしてください

●受診票・・・妊婦健康診査受診票(助成券)つづり

※令和4年3月31日以前に親子(母子)健康手帳の交付を受けた方は、「母子健康手帳別冊(妊婦健康診査補助券)」という記載がありますが、同様のものになりますので、そちらを申請の際、ご提出ください。

●医療機関等が発行した領収書

- ・受診者氏名、受診年月日、領収金額(保険適用外の健診・検査費用分)、医療機関等の名称・住所が確認できるもの
- *医療費の明細書をお持ちの方は、ご持参ください

●受診者本人名義の預金通帳

- ・旧姓の口座は不可
- ・通帳がない方は、銀行口座が確認できるカードでも可

<申請窓口・お問い合わせ先>

久留米市役所
子ども未来部 子ども子育てサポートセンター

〒830-8520

久留米市城南町15-3 (久留米市役所 16階)

電話 0942-30-9731 FAX 0942-30-9718